

# 水防関係に係る話題提供・情報共有

令和4年6月7日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外  
大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

- 水防活動の見える化
- まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組
- 国管理河川における指定河川洪水予報の氾濫危険情報の運用改善について
- リードタイムの再検討について

# 水防活動の見える化

---

## 水防活動の報告について

出水期を迎え、水防活動が実施された際の報告につきましては、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、適切な報告をお願いします。

- 国民の水防への理解と協力を得るため、水防活動の内容をわかりやすく、対外的にPRできるよう、「水防計画作成の手引き」の資料14-2水防活動報告書様式を参考に、速やかな報告をお願いします。
- 水防活動が実施された場合や報告を受けた場合には、ホームページへの掲載や広報誌掲載等の積極的な取り組みをお願いします。
- 国土交通本省では、ホームページにおいて、水防活動の報告を掲載しています。  
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/>

### 【水防計画作成の手引き(都道府県版)】(抜粋)

#### 14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を資料14-1、14-2に示す様式により、水防活動実施後〇日以内に土木事務所長を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国(〇〇地方整備局)に報告するものとする。

<解説>(抜粋)

〇日以内については3日程度とすることが望ましい。

資料14-2 水防活動報告書様式(例)

平成28年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成28年8月〇日～〇日)		
<p>〇概要</p> <p>〇〇市消防団は、平成28年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で氾水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p>		
活動時間	出勤延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または被害状況写真	水防活動または被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または被害状況写真	水防活動または被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

# まるごとまちごとハザードマップの 高度化の取組

---



## まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組

### まるごとまちごとハザードマップの高度化とは

まるごとまちごとハザードマップ（以後、「まるまちHM」と言う）は、地域の浸水リスクの把握や防災意識向上を目的とし、生活空間である“まちなか”に浸水高さを示した表示板を設置する取組です。

まるまちHMの高度化とは、これまでのまるまちHMに比べてさらに分かりやすく、実際の浸水深が一目でわかるように工夫することで、設置後も浸水リスクをより多くの住民に理解してもらうとともに、二次元バーコードにより自治体の防災情報サイトに接続が可能とすることにより、まるまちHMを「高度化」した試行取組です。

### まるごとまちごとハザードマップの取組

#### 標準的なまるごとまちごとハザードマップ



#### 高度化したまるごとまちごとハザードマップ



### 二次元バーコードによる防災情報の取得

スマホでアクセス！



## まるごとまちごとハザードマップの高度化の実施例

### 通学路沿いの設置例



連続して見える例

浸水実績表示のある例

歩道橋の設置例

### 人通り・交通量の多い道路沿いの電柱や照明柱への設置例



バス停横の設置例

# 国管理河川における指定河川洪水予報の 氾濫危険情報の運用改善について

## 現在

実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、氾濫危険情報を発表。

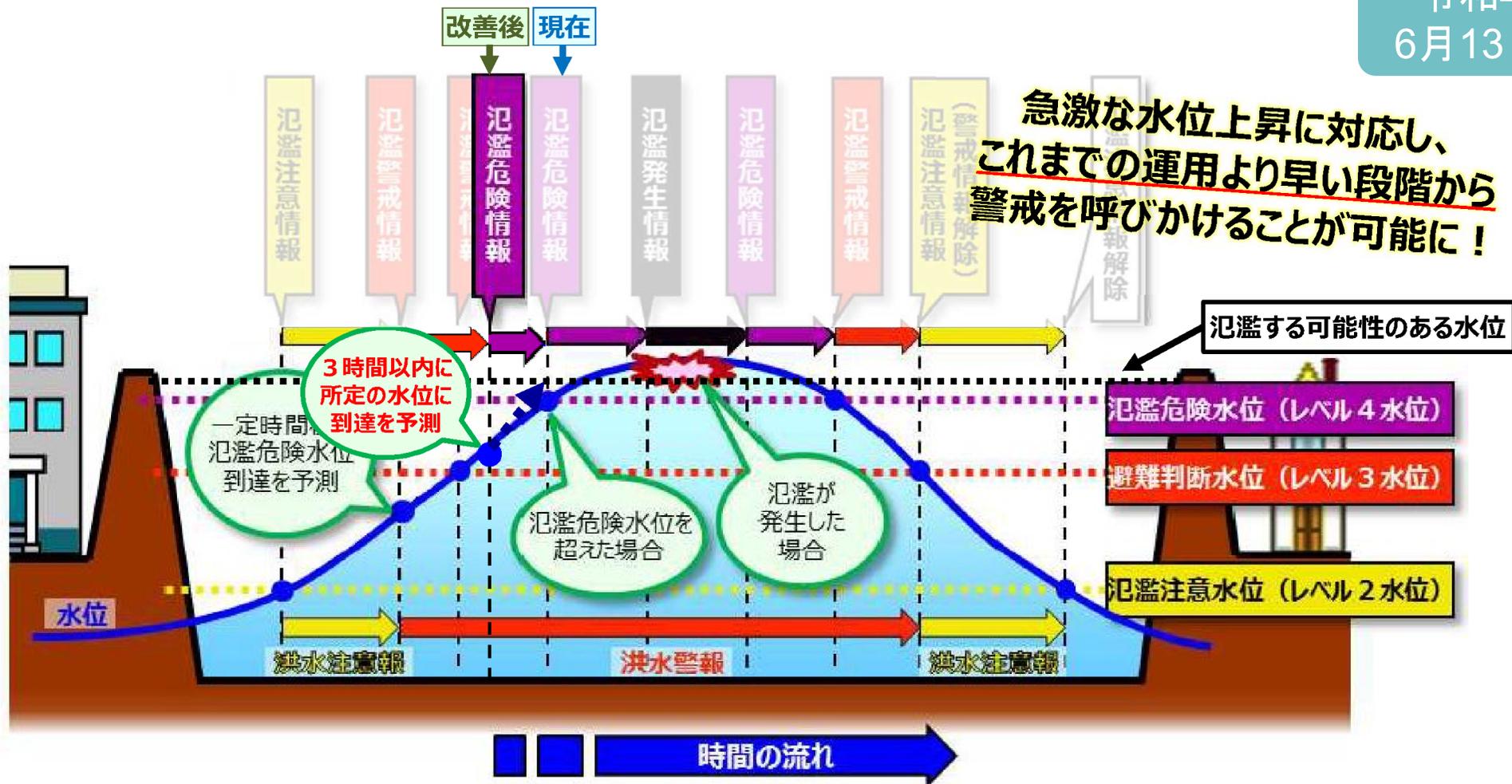
※ 氾濫危険情報：警戒レベル4相当、避難指示の目安

従来の運用に加えて

## 改善後

水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表。

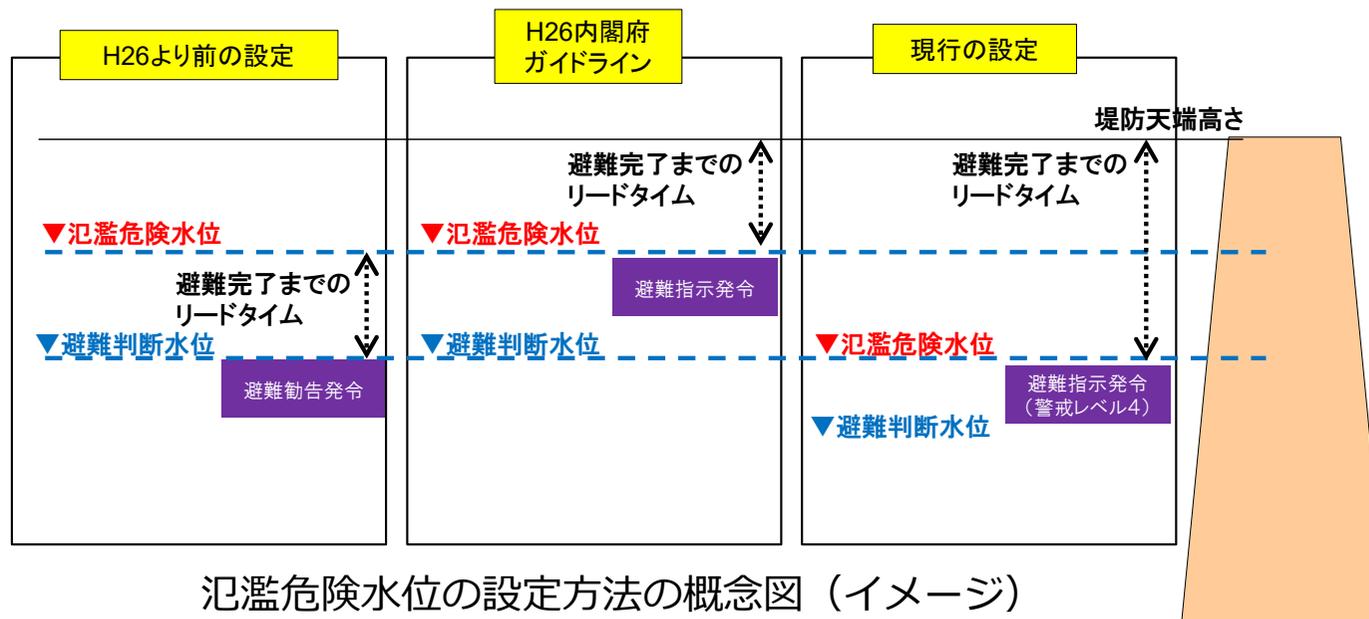
令和4年  
6月13日～



# リードタイムの再検討について

---

- 避難指示（警戒レベル4）に対応する水位である「氾濫危険水位」は、全国的には、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府平成26年9月）および、それに準じた「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」（原則、堤防天端で越水する時点避難完了とし、氾濫危険水位が避難指示に対応するという考え方）に沿って設定することとなっている。
- 一方、三重四川の観測所の多くでは、河道の整備状況や水位情報の浸透状況等を勘案し、平成26年以前に設定された避難判断水位の値（＝避難指示（当時は避難勧告）に対応していた値）を、「氾濫危険水位」と読み替えて運用してきた経緯がある。
- 今般、近年の避難情報等を踏まえ、現状の各河川の整備状況・流下能力等の変化を考慮し、リードタイムの再検討を行う。



氾濫危険水位の設定方法の概念図（イメージ）

## 見直し検討方針

- 近年の河道の流下能力・評価高（危険箇所設定条件）の変化状況の確認
- 現行値設定時の流下能力・評価高と現状の違いの確認
- 上位を踏まえた、リードタイムの見直しの必要性と、見直し案の整理
- 見直し案についての各自治体への意見照会